

令和 5 年度
第 1 階農業委員会総会
議 事 録

令和 5 年 5 月 22 日開会

観音寺市農業委員会

観音寺市農業委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和5年5月22日（月） 午後1時30分～午後2時
- 2 開催場所 観音寺市役所2階 会議室
- 3 出席委員 農業委員19人（最適化推進委員出席数24人）

農業委員

- 1 番 合田 政光（会長）
- 2 番 森川 敏博
- 3 番 高橋 章
- 4 番 高橋 啓二
- 5 番 富田 敏弘
- 6 番 大西 恒利
- 8 番 篠原 元良
- 9 番 山岡 都男
- 10 番 石川 豊
- 11 番 高橋 昌寿
- 12 番 久保 省治
- 13 番 藤岡 光夫
- 14 番 小出 由弘
- 15 番 石川 太郎
- 16 番 大西 哲治郎
- 17 番 田中 光雅
- 18 番 合田 朝子
- 19 番 齋藤 律男（副会長）

最適化推進委員

- 川崎 雅義
- 安藤 貢
- 小林 啓三
- 林 貴弘
- 篠原 秀宜
- 牧野 隆司
- 高橋 良幸
- 高橋 和実
- 請川 博行
- 西山 孝
- 横山 武義
- 杉山 敏英
- 安藤 雅信
- 石川 隆三
- 森 重利
- 井下 建司
- 宮崎 肇
- 眞鍋 善行
- 藤川 和夫
- 有明 優義
- 合田 智志
- 藤原 保夫
- 大廣 敏弘
- 川下 肇

4 議事

- 議案第1号 令和4年度農業委員会事業報告について
議案第2号 令和5年度農業委員会事業計画（案）について
議案第3号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）並びに令和5年度最適化活動の目標の設定（案）について

5 農業委員会事務局等出席者

- | | |
|---------------|-------|
| 事務局長 | 森川 省三 |
| 事務局次長（農政管理係長） | 片桐 崇之 |

6 会議の概要

発言者

発言内容

開会 事務局長

只今から、令和5年度 第1回農業委員会総会を開会致します。
本日は、農業委員の定数19名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席者数を満たしており、本総会は成立することをご報告いたします。
なお、本日は、農地利用最適化推進委員のみなさまにもご出席いただいております。できるだけ速やかに進行してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
それでは、合田会長より挨拶をお願いいたします。

会 長

令和5年度・第1回観音寺市農業委員会総会を開催いたしますところ、委員の皆様方におかれましては、何かとご多忙の中、ご参集いただきましてありがとうございます。
平素は、農業委員会の事業推進にあたり、格別のご協力、ご支援を賜(たまわ)っておりますことに対しまして、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。
農業・農村めぐる情勢は、農業従事者の減少や高齢化が進行し、耕作放棄地が毎年増え続けるなど、たいへん厳しさが増しております。また、世界的にも食料安全保障の重要性が注目され、我々農業委員会としてもそれに貢献することを目的として活動しております。
農業委員会をめぐる諸問題は、解決が難しいものもございますが、主たる目的であります「農地等の利用の最適化の推進」への取り組みについて、少しずつでも進められますよう、委員の皆様方一人お一人の、ご協力をよろしくお願いいたします。
本日の総会は、令和4年度の事業報告及び令和5年度の活動の概要・目標(案)などを上程いたしております。それぞれの案件について、ご審議(しんぎ)を賜り(たまわり)、承認決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
以上、開会にあたりまして、私の挨拶とさせていただきます。

事務局長

ありがとうございました。それでは、観音寺市農業委員会総会会議規則第6条に基づき、議事の進行については、合田会長をお願いいたします。

会 長

それでは、規定に基づき、私が議事進行を務めさせていただきます。
議事に入る前に、本日の欠席者の報告と議事録署名委員の指名をさせていただきます。
欠席者につきましては、推進委員の方で、

おかだ	こうぞう	委員	おおやま	まさひさ	委員
岡田	浩三		大山	雅久	
よこやま	きよし	委員	かりやぶ	けんじ	委員
横山	清志		苅藪	健司	
いのした	しんじ	委員			
井下	震司				

の5名から欠席届が出ておりますので、報告いたします。
議事録署名委員につきましては、農業委員の方で、

議席番号	2番の	もりかわ	としひろ	委員
		森川	敏博	

16 番の ^{おおにし}大西 ^{てつじろう}哲治郎 委員

のご両名をお願いいたします。それでは、議事に入ります。

議案第 1 号 令和 4 年度 農業委員会事業報告についてを議題といたします。
事務局に説明を求めます。

事務局長

議案第 1 号について、説明させていただきます。議案書の 2 ページをご覧ください。

○議案第 1 号 令和 4 年度農業委員会事業報告

令和 4 年 5 月 20 日開催の令和 4 年度第 2 回農業委員会総会において 議決された事業計画に基づき実施した事業等について、次のとおり報告する。

令和 5 年 5 月 22 日 農業委員会 会長からの提出です。

次の 3 ページをご覧ください。

令和 4 年度農業委員会の事業実施状況について

農業委員会等に関する法律第 6 条に定められた農地法等関係法令に基づく業務及び農地利用の最適化の推進に関する業務を実施しました。

また、担い手農家の育成支援、農業者年金、税制等について、関係機関と連携を図りながら、農政施策の推進を行いました。

1 番、会議の開催についてです。

(1) 総会につきましては 2 回開催し、第 1 回は農業委員会会長の互選等の 4 議案について、第 2 回令は事業報告等の 3 議案について、ご審議いただきました。

次の 4 ページですが、(2) は、定例会の開催実施日と取扱件数になります。昨年度の取り扱った各法令毎の件数及び面積を掲載しております。

5 ページの (3) は、農地利用最適化推進委員会についてです。

推進委員会は、2 回開催し、主に荒廃農地調査や、農地利用状況調査の実施等についてご審議いただきました。(4) は、その他の会議や実施業務について掲載しております。

6 ページのその他の事務処理は、事務局が取り扱った 1 年間の処理件数となります。主なものについて報告させていただきます。

工事完了証明願は、農地転用許可後に工事が完了し、宅地等へ登記地目を変更する際に必要となる証明で、年間 123 件処理しました。事業計画変更申請は、転用許可後、計画変更が生じた 16 件で、県知事に進達後、許可されております。耕作証明書は、免税経由申請や貸借の有無の確認等のために証明したもので 87 件発行しました。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書は、相続等による農地の権利移動の届出で、47 件処理しました。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書は、賃貸借権の合意解約によるもので 63 件、使用貸借にかかる農地の返還通知書は、125 件処理をしております。

次の 7 ページは、農業者年金業務についてです。

令和 4 年度は、新規加入がありませんでした。年金の請求者数、現況届数については、それぞれ記載のとおりです。下側の表は、令和 5 年 5 月 1 日現在の被保険者数になります。年金を掛けられている方は、市内全体で 58 名です。

次の、8 ページは、農地利用集積事業についてです。

農地利用の最適化と、担い手への集積・集約化を図るため、利用権設定等促進事業や農地中間管理事業を推進しました。

(1) は、経営移譲年金受給のための利用権の設定の内容です。申請者は 5 人でした。(2) は、通常の利用権設定で、貸し手 298 人に対し、借り手は

180 人で、年間で再設定も含めて 79 ha ほど設定されました。(3) は、農地機構を通じた貸借です。貸し手 321 人から、借り手 99 人に集積され、80 ha ほど貸借されております。(4) は、機構を通じた売買事業で、売り手 21 人から 買い手 3 人の認定農業者へ所有権移転されました。

次の 9 ページ 10 ページは、農林水産課が、国費等を活用して行う農地集積に係る補助金等の実績になります。

補助対象期間は、令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの 暦年で整理されております。地域へ助成される「地域集積協力金」は、地域内の対象農地面積のうち機構への貸付割合に応じて助成されるもので、令和 4 年は、実績はありませんでした。次の経営転換協力金は、農業をリタイヤする方などが、全ての農地を機構へ 10 年以上貸し付ける場合に対象となるもので、令和 4 年は、実績はありませんでした。また、令和 5 年度をもって廃止となる予定です。次の農地集積補助金は、経営規模拡大を図る担い手として、認定農業者や 5 年以内の新規就農者、集落営農法人に限定され、機構から借り受けた農地面積に応じて、1 反あたり 1 万円が交付されるものです。令和 4 年度は、68 経営体に対して、8,291,000 円が交付されました。次の育成すべき農業者農地集積助成金は、市の単独事業で、5 年以上の賃借権の設定で、1 反あたり 3 千円以上の賃料で契約された借り手農家が対象で、1 反あたり 7 千円を上限に交付されるものです。令和 4 年は、114 経営体に対して、4,416,500 円が交付されました。

次の 11 ページは、利用状況調査の実施についてです。

遊休農地の発生防止・解消を図るために、利用状況調査を実施しました。

農業委員様や推進委員様のご協力により結果としまして遊休農地が 309 筆、再生困難農地が 3,550 筆となっております。また遊休農地につきましては、その利用意向の調査を実施した結果が(2)の表となっております。意向調査の返信を頂きました内訳としましては、農地中間管理事業の利用が 20 人、自ら所有権移転や権利設定を行うが 人、自ら耕作するが 8 人となっております。

次に 12 ページですが、農業経営管理能力向上支援事業の実績や税制対策、農地情報公開システムの補完整備について記載しております。

議案第 1 号については以上です。ご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、議案第 1 号について、皆さまからご意見やご質問等がございましたら、ご発言ください。

全 委 員 特になし

会 長 それでは、議案第 1 号につきましては、承認することに決定いたします。次に、議案第 2 号 令和 5 年度農業委員会事業計画（案）についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局長 失礼いたします。
議案第 2 号について、説明させていただきます。13 ページをお開きください。

○令和 5 年度 農業委員会 事業計画（案）について

令和 5 年度に農業委員会が行う事業について、次のとおり計画する。令和 5 年 5 月 22 日、農業委員会 会長よりの提出です。

14ページをお開きください。

令和5年度 農業委員会の事業方針

今年度については、最適化活動のほか、地域計画の策定にかかるものが主なものとなっております。国や県においても、地域計画の策定にむけての施策や助言・支援体制を整えているようであり、ソフト・ハードの両面での補助が期待されるところであります。

事業方針の四段落目には、農業委員会の取り組むべき課題等について記載しておりますので、この部分のみ、読み上げさせていただきます。

事業方針の説明については以上となります。

次に15ページをご覧ください。

令和5年度 農業委員会 事業内容

総会では、事業報告及び事業計画の審議、1年間の活動方針の決定等を行います。また、重要な審議案件が発生したときは臨時総会を開催し、ご審議いただきます。

定例会では、農地法及びその他関係法令に基づく、農地の権利移動や転用案件、農地貸借の計画案の審議等を行うため、月1回、定例会を開催します。

農地利用最適化推進委員会では、遊休農地の発生防止や解消、担い手への農地利用の集積や集約化に向けた活動を効果的に進めるため、農地利用最適化推進委員会を開催します。なお、4月に送付いたしました業務資料の年間予定表案では、今年度は6月・9月・12月（予定）としておりますが、開催が確定したときは、案内文書を発送させていただきますのでよろしくお願いします。

研修会への参加及び実施では、香川県農業会議等が主催する研修会へ参加します。また、今年度、来年度については、地域計画策定にかかるものや農地の最適利用に関する研修等が増えると思われますので可能な限り参加をお願いします。

次に、「2 農業委員会活動の周知」についてです。

農業委員会だよりの発行では、農業委員会が行う活動を幅広く周知するため、農業委員会だよりを発行し、市内の農家に配布します。

その他では、農業委員会の活動を市のホームページや広報紙を通じてお知らせしていきます。また、農地法等に係る許可申請等の概要や制度改正情報、農地機構による農地の貸借の方法、賃借料情報、利用状況調査実施の周知等を行います。

次に、「3 現場活動の実施」についてです。

農地利用最適化推進委員を中心としまして、農業委員等との連携により次の活動を行います。

16ページをご覧ください。

担い手への利用集積・集約化では、不作付地等の洗い出しを行い、担い手への利用集積・集約化を図ります。

遊休農地の発生防止・解消では、遊休農地調査を実施し、その結果に基づいて、所有者に対する戸別訪問指導及び利用意向調査を実施します。

新規参入の促進では、就農希望者等に対して、助言、指導、情報提供、地元調整を行うなど就農支援に努めます。委員さんに直接相談してくるケースはあまりないかもしれませんが、相談があれば乗ってあげて、活動記録簿への記載をお願いします。

農地利用の意向に関する調査の実施では、今後の農地利用の意向を把握し、農地の有効利用と継続的な利用を可能とするため、戸別訪問による意向調査を継

続して実施いたします。これについては、地域計画の目標地図素案づくりにおける意向調査も含めてお願いしているものになります。

次に、「4 農地・農業施策の推進」についてです。

農地施策の推進では、市農林水産課と連携して、遊休農地等利活用促進事業の活用や、基盤整備事業等の推進による優良農地の確保に努めます。

農業施策の推進では、集落営農の組織化、担い手の育成、農業者年金の普及推進、税制対策等に取り組みます。

次に、「5 農地情報の整備と公開」についてです。

農業者へ適時適切な情報の提供、農業委員会業務の適正かつ円に遂行するため、また、担い手への農地集積・集約化等を図るため、農業委員会サポートシステム（eMAFF農地ナビ）の補完整備を実施し、情報の更新等を行います。

最後に、「6 地域計画の策定にかかる目標地図（素案）の作成」についてです。

令和6年度末までに地域計画を市が策定することを受けまして、農業委員会として、農地所有者の意向を踏まえた目標地図の素案作成をおこないます。

以上で、議案第2号 令和5年度 農業委員会 事業計画（案）の説明を終わります。ご審議よろしくをお願いいたします。

会 長

ただいま、事務局から説明がありましたが、本年度については、新型コロナウイルスが落ち着きを取り戻しつつありますが、ロシアのウクライナ侵攻等の世界情勢の不安定も影響されます。お渡ししております資料等に改めて目を通すことにより、農業委員として知識や活動内容への理解を深めるなど、在宅での活動も取り組んでいただけますよう、よろしくお願いいたします。

議案第2号について、皆さまからご意見やご質問等がございましたら、ご発言ください。

全 委 員

特になし

会 長

それでは、議案第2号につきましては、承認することに決定いたします。

次に、議案第3号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）並びに令和5年度最適化活動の目標の設定（案）についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局次長

失礼いたします。議案第3号について、説明させていただきます。

議案書17ページをご覧ください。

○議案第3号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）並びに令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）について

令和4年5月20日開催の令和4年度第2回農業委員会総会において議決された令和4年度最適化活動の目標の設定等に基づき実施した活動について、点検・評価するとともに、令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）を次のとおり計画する。

令和5年5月22日農業委員会会長からの提出です。

それでは、別紙としてご提供しております、「別紙 案①」をご覧ください。

こちらは、前年度に定めた活動計画に対する実績及び点検・評価結果の（案）

になります。1 ページ目は、Ⅰ農業委員会の状況で、昨年4月1日現在の状況になります。昨年度設定しました令和4年度最適化活動の目標の設定等の1 ページ目と同じです。

次のページにまいりまして、Ⅱ最適化活動の実施状況についてです。

1 最適化活動の成果目標ですが、まず(1)農地の集積についてです。令和3年度末の農地の集積面積は、1,361haで、集積率は49.1%でした。対しまして、令和4年度の集積面積の目標を1418haとして活動いただきました。結果、令和4年度末の集積面積は1,396haとなり、集積率は50.7%となりました。

分母となる農地面積が年々減少していることも一因ではありますが、集積率が50%を超えたことは、喜ばしいことであります。目標達成率も99.2%と概ね目標どおりの成果があがったと考えています。

次に、(2)遊休農地の発生防止と解消についてです。

令和3年度末の遊休農地の面積は19.7haでありましたが、令和4年度末については17.6haであり、緑区分で1.5ha、黄区分で0.6ha解消しました。

昨年度の目標の設定が、緑区分の遊休農地16.6haを5年間で解消するような設定としなければならなかったこともあり、目標達成率は44.1%と、あまりよくありませんでした。

ただ、雑草等は「刈ったそばから生えてくる」ものであります。それに加えて所有者が不明だったり、近隣に居住していなかったりすること、農業委員会としての判断基準の曖昧さ等により、解消をうまく進められていない状況がありますので、今後は、判断基準の平準化や調査時期の変更等について検討していきたいと考えています。

委員の皆さまにおかれましては、夏場の利用状況調査や平時の農地の見守り、指導等に活動いただき、ありがとうございます。今年度もご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、(3)新規参入の促進についてです。

この項目の目標の設定は、「農地所有者から新規参入者への貸付けについて同意を得て公表する面積を、平成28年から平成30年まで3年間の権利移動面積の平均値の1割程度以上とするもの」であります。簡単に言うと、「所有地を新規参入者に貸してもいいですよ」とされた農地を目標として14ha程度公表するものであります。

農業委員会としては、当該データの公表はしておりませんので、実績としてゼロということになりますが、令和4年度は、11経営体の参入がありました。

公表については、具体的に何をどのように公表するのかということが、国の方でも明示されておらず、他の農業委員会でも実施している事例がないので、今後、他団体の状況を参考に検討したいと考えています。

続きまして、2 最適化活動の活動目標ですが、まず(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標についてです。

昨年度、一月あたり7日を目標としまして活動いただきましたが、実績としては、令和4年度上半期は5.9日/月、令和4年度1年間では5.4日/月という結果となりました。

次に(2)活動強化月間の設定目標についてですが、9月・10月・11月を取組月間に設定しておりましたが、具体的な設定、活動はできませんでした。

(3)新規参入相談会への参加目標についても、1回と設定しておりましたが、こちらも活動はありませんでした。

最後に、目標の達成状況の標語、推進委員等の点検・評価結果の項目となりま

す。

順番が前後しますが、下側の「推進委員等の点検・評価結果」については、委員の皆さまの活動実績により一人一人判定されるものであります。表の右側の人数が4段階のランクに分けられていますが、上位2ランクには目標を上回る月間8日以上活動と大きな成果が必要となっています。

その上の「目標の達成状況の標語」については、農業委員会全体としての目標の評語となります。令和4年度は、農地の集積・遊休農地の解消・新規参入の促進・活動強化月間・新規参入相談会参加の実績の総合的な評価により令和4年度は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」ということになりました。

次のページは、Ⅲ事務の実施状況を掲載しております。

1番の総会、部会の開催実績ですが、令和4年度は各委員の任命等がありましたので、4月の開催が2回となっております。2番の農地法第3条に基づく許可事務ですが、78件処理しており公表しております。3番の農地転用に関する事務ですが、126件処理しております。4番の違反転用への対応ですが、年度末時点で100haの違反転用があり、それに対して違反転用の有無の調査やパトロール、指導を行ってまいりました。

以上が令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）となります。

続きまして、「別紙 案②」をご覧ください。

こちらは、本年度に行う最適化活動の目標の設定等（案）になります。

I 農業委員会の状況で、令和5年4月1日現在の状況になりますが、昨年度との変更点は、一番下にあります耕地面積で、田が20ha減少し、2,750haとなっています。理由としては転用や非農地化が大きなものとなっております、近年は毎年10ha以上のペースで耕地面積が減少しています。

次のページにまいりまして、II最適化活動の目標についてです。

はじめに、(1)農地の集積についてですが、昨年度は集積目標面積を農地面積の2%程度としておりました。今年度の新規集積面積は目標達成率を考慮して1~2%程度と設定することとしました。今年度及び来年度については、目標地図の素案づくりに係る耕作者等の意向の把握に関わることも多くなると考えられますので、よろしくお願いします。

次に、(2)遊休農地の解消についてです。

先ほど、令和4年度の最適化推進の状況、公表（案）のところでも触れておりますが、令和4年度中に緑区分1.5ha、黄区分0.6haの遊休農地が解消し、令和5年度当初の遊休農地は17.6haとなっております。

目標設定については、昨年度の設定「令和3年度末の緑区分の遊休農地16.6haを5年間で解消する」の2年目ということになり、昨年同様、3.4haが解消目標となります。

引き続き平時の見守り等発生防止の活動をよろしくお願いします。事務局としましても関係機関等との連携を図り、解消に努めたいと思います。なお、効率性や確実性をあげるため、今年度は利用状況調査の方法や実施時期について見直しを検討しております。詳細が決まり次第、皆さまへお知らせいたします。

ページをめくっていただき、次に、(3)新規参入の促進についてです。

「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」を10.9haに設定しております。

この項目についても、目標の設定方法が決まっており、自動的にこの数字となります。公表については、他団体の状況等を参考に検討したいと考えています。

次に、2 最適化活動の活動目標についてです。

今年度、最適化活動を行う日数は、一月あたり6日を目標とします。昨年度よ

り、1日少なくなっていますが、引き続き精力的な活動をよろしくお願いします。

活動強化月間の目標設定については、昨年度と同様に、3回を目標数値として設定しておりますが、昨年度は具体的な活動ができませんでしたので、他の農業委員会の状況も参考に実施できるよう検討していきたいと思います。

最後に、新規参入相談会への参加目標ですが、これも昨年度と同様に1回を目標とします。

事務局でも他の農業委員会の状況を参考としますが、委員の皆さまがアドバイスする側で参加するものであれば、ひとつの農業委員会で1人、1回の参加でクリアとなる項目ですので、そういう機会がありましたら、事務局まで一報くださいますようお願いいたします。

議案第3号については、以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

会 長

昨年度に続きまして、最適化の推進等については、目標を設定しての取り組みを行わなければなりません。活動記録簿の記載などやることがたくさんありますが、取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、最適化活動にかかる令和4年度の実績や令和5年度目標の設定等については、本総会での承認を経て、市のホームページ上で公開することになりますので、必要な修正等ありましたらご指摘いただければと思います。

議案第3号について、皆さまから、ご意見やご質問等がございましたら、ご発言ください。

全 委 員

特になし

会 長

それでは、議案第3号につきましては、承認することに決定いたします。目標の達成に向けて、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

これにて本日の議案は、終了いたしました。

続きまして、その他について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

- ・タブレット端末の配布について
- ・観音寺市における農地等の利用の最適化の推進に関する指針（変更案）について
- ・各委員の活動における自己点検について

会 長

以上で、本日の総会の内容は、全て終了いたしました。

最後に、閉会の挨拶を齋藤副会長にお願いしたいと思います。

副会長

本日は、お忙しい中、議論いただきましてありがとうございます。本年も、事業計画にそって皆様のご協力をよろしくお願いいたします。本日は大変お疲れさまでした。